

地域産品販路拡大活動支援事業補助金交付要綱

制定 令和5年5月17日付ブランド第53号

(趣旨)

第1条 県は、県内の複数の事業者の商品を取りまとめて販路開拓・拡大を進める事業者（以下「地域商社等」という。）が行う、島根県産品の県外への販路開拓・拡大のための取組に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 食品等製造事業者

食料品及び飲料を製造する者をいう。

(2) 伝統的工芸品製造事業者

次に掲げる者をいう。

ア 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第2条第1項の規定により伝統的工芸品として指定を受けた伝統工芸品を製造する者

イ 島根県ふるさと伝統工芸品振興要綱に基づき指定を受けた伝統工芸品を製造する者

ウ 島根県ふるさと伝統工芸品に準ずる工芸品を製造する者

(3) 島根県産品

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 島根県産の農林水産品を主原料として加工製造された食品及び飲料品

イ 島根県内で加工製造された食品及び飲料品

ウ 島根県産の農林水産品

エ 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第2条第1項の規定により伝統的工芸品として指定を受けた伝統工芸品

オ 島根県ふるさと伝統工芸品振興要綱に基づき指定を受けた伝統工芸品

カ 島根県ふるさと伝統工芸品に準ずる工芸品

(4) 参加事業者

地域商社等が実施する取組に参加する、島根県内に主たる事業所又は工場を有する食品等製造事業者又は伝統的工芸品製造事業者をいう。

(事業の目的等)

第3条 事業の目的、補助対象事業、補助対象経費、事業実施主体、補助率等は、別表のとおりとする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除外するものとする。

(事業採択の申請等)

第4条 事業実施主体は、この要綱の規定により補助事業を実施しようとするときは、様式第

- 1 号の事業採択申請書、様式第 2 号の事業実施計画書及び関係書類を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定により提出された事業実施計画書等に基づき、別に定めるところにより審査を行う。
- 3 知事は、前項の審査による評価を踏まえ、事業実施主体と協議し、事業の実施を適当と認める場合は、これを採択するものとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 前条第 3 項の規定による採択を受けた事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第 3 号の補助金交付申請書及び関係書類を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 6 条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付の決定を行い、様式第 4 号により事業実施主体にその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 7 条 事業実施主体は、規則第 7 条の規定により申請の取下げをしようとするときは、様式第 5 号を知事に提出しなければならない。

(事業の着手時期)

第 8 条 事業の着手時期は、交付決定のあった日以後でなければならない。

(変更承認申請)

第 9 条 第 6 条の規定により補助金の交付決定を受けた事業実施主体（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、様式第 6 号により申請し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業を実施する地の変更
- (3) 事業の実施期間の延長
- (4) 補助金を増額する場合又は 20%を超えて減額する場合
- (5) 事業内容の主要な部分に関する変更
- (6) その他知事が必要と認める場合

(県内中小企業者への優先発注)

第 10 条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり、物品及び役務の調達を行う場合には、県内に事務所又は事業所を有する中小企業・小規模企業者に発注するよう努めること。

(事業完了報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに様式第 7 号及び関係書類を知事に提出し、検査を受けなければならない。

- 2 前項の関係書類は、支出を証する書類の写し等とする。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者が規則第 10 条の規定により提出する実績報告書は、様式第 2 号及び様式第 8 号によるものとし、提出の時期は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第13条 規則第11条に規定する通知は、様式第9号によるものとする。

(補助金の支払)

第14条 補助金は、規則第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第15条 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(遂行状況の報告等)

第16条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について様式第10号による報告を求め、又は調査を行うものとする。

(事業計画達成状況報告)

第17条 補助事業者は、補助事業実施年度から起算して3年間、当該年度における事業計画の達成状況等について、様式第11号によりその翌年度の5月末までに知事に報告しなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月17日から施行する。